

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第一章 爭議の大勢

第七節 爭議の要求事項

第七節 爭議の要求事項

個々の労働争議がどのような原因から発生し、どのような具体的な要求を掲げて闘われたかを検討することは、その時期における争議の性格を明らかにする重要な手がかりを与えてくれる。公表された争議統計で用いられている要求事項は、最初に労働者側から提出された要求内容を対象にしている。争議の原因と要求事項は一致する場合が多いと考えられるが、提案された要求事項がそのままその争議の要求事項とはなしえない場合もある。労働省の統計では主要要求事項の全般について調査が行われているが、そのために基本的の要求と副次的の要求との区別が無視されて同じウェイトで一件として計上されることには問題がある。主要な要求内容がボカされてしまうからである。なおこのように要求事項全体が調査されるために、争議の発生件数と要求事項の件数とは一致しない。

終戦以来、賃金その他の労働条件の改善や企業の民主化を求める積極的要求をもった争議が最も活発に闘われた四八年の上半期(とくに三月)以後は一般にこのような攻勢的争議が減少して行き、これに代って賃金の切下げや人員整理に反対して行われるいわば防衛的争議が次第に増加して行き、五〇年もこの傾向が継続した。しかるに五一年に入るとともに、争議の一般的な活発化に伴って積極的な要求(賃上げ)を掲げて闘う攻勢的な争議が著しく強化されることとなった。しかもこのような積極的な争議の攻勢は、形式的には純経済的要求が主であったにもかかわらず、現在における日本経済の軍需経済化、下請化の情勢の下では、低賃金の打破そのものが実は極めて政治的な意義を強くもっていたことを忘れてはならない。前年度の争議について本年鑑第24集では、六・三ストやレッド・ページ反対闘争に見られたように、経済的要求と同時に政治的要求をあわせ掲げたり、政治的要求を正面におし出した争議が注目され始めたことを指摘しておいたが、本年についても、軍需工場化や軍需品輸送に反対する直截な形の平和反戦闘争形態やゼネスト禁止法を阻止した労働法規改悪反対闘争は、重要な役割を果したと考えられる。

終戦以降の各年の争議を主要要求事項別に分類してその推移をみると第二一五表のごとくである。ここに見られるように、終戦以来ひきつづき賃金に関する要求が圧倒的に多いが、五一年には定期給与および一時金に関する要求は一、〇〇七件、総数の七二%を占めるに至ったのである。とくにそのうち賃金増額の要求は、最盛期たる四八年でも三一・一%であったのに対して、五一年に実に三九・五%と、四割近くを占めていることは刮目にする。しかもこの率は実際はこれよりはるかに高いであろう。前年度の年鑑において賃上争議の激増形勢を見たが、本年度の情勢はこれを予期以上に立証したと考えられる。なお賃上げとなるんで、臨時給与金の支給要求の争議も、前

年に引きつづいて更に激増している。これに反して解雇休業手当および退職金制度の確立および増額の要求争議は、四九年の三〇六件(一六・八%)五〇年の二七五件(一五・八%)がさらに一〇八件(七・七%)になってしまった。また前年には首位にあった賃金定期支払要求の争議も、五〇年の三六九件(二一・一%)が五一年には一一四件(八・二%)に激減している。

要求別争議の月別推移を詳細に示すと第二一六表のごとくである。この表は賃金関係争議がいかに年末に盛り上って行ったかを歴然と示している。一二月の賃金要求は二四九件を算しているが、賃金関係争議が一日平均八件以上あったということは注目に値しよう。とくに越年資金その他の一時金支給の要求は一二月の一ヶ月間に一七〇件に上り、年間の同要求総件数の半ばを占めており、戦後各年一二月と比較しても空前である。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---